

## 全員協議会会議録

---

---

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	2
	(1) 提出議案について	2
	① 議案第26号及び議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
	(2) 協議事項について	3
	① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて	3
	② 令和2年度矢板市議会日程（案）について	5
	(3) 予算審査特別委員会について	5
	(4) 報告事項について	6
	① 自由討議について	6
	② 塩谷広域組合議会について	7
	③ 報告第1号 市長の専決処分事項報告について 専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について	8
	④ 報告第2号 市長の専決処分事項報告について 専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について	8
	⑤ 第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るパブリックコメントの結果について	9
	⑥ 矢板市自殺対策計画の策定に係るパブリックコメントの結果について	10
	⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について	11
	⑧ 矢板市監査基準の策定について	18
4	その他	19
5	閉 会	19

○ 出席者

【 議員 16 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由 紀 夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑫ 和 田 安 司
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 総合政策課参事兼総合政策課長
- ⑥ 秘書広報課長
- ⑦ 総務部長兼総務課長
- ⑧ 税務課長
- ⑨ 健康福祉部長兼社会福祉課長
- ⑩ 高齢対策課長
- ⑪ 子ども課長
- ⑫ 健康福祉部参事兼健康増進課長
- ⑬ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑭ 市民課長
- ⑮ 農林課長
- ⑯ 商工観光課長
- ⑰ 経済建設部長兼建設課長
- ⑱ 都市整備課長
- ⑲ 会計管理者兼出納室長
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長
- ㉑ 生涯学習課長
- ㉒ 選挙・監査事務局長
- ㉓ 農業委員会事務局長
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長
- ㉕ 下水道課長
- ㉖ 総務課行政担当主幹

齋 藤 淳一郎  
横 塚 順 一  
村 上 雅 之  
三堂地 陽 一  
室 井 隆 朗  
高 橋 弘 一  
塚 原 延 欣  
星 野 朝 子  
石 崎 五百子  
沼 野 晋 一  
田 城 博 子  
細 川 智 弘  
小野寺 良 夫  
柳 田 恭 子  
和 田 理 男  
村 上 治 良  
津久井 保  
柳 田 豊  
永 井 進 一  
小 瀧 新 平  
山 口 武  
森 田 昭 一  
大谷津 敏美智  
河 野 和 博  
齋 藤 正 樹  
佐 藤 賢 一

【 欠席説明員 】

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 黒 崎 真 史
- ③ 主査 水 沼 宏 朗

## 1 開 会

---

○議長（石井侑男） 全員協議会を開会いたします。 (10:00)

## 2 あいさつ

---

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第 360 回矢板市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今回、報告事項 2 件、市長の専決処分事項承認 1 件、当初予算 7 件、補正予算 3 件、条例の制定 3 件、条例の一部改正 11 件、人事案件 2 件及びその他 2 件の計 31 件でございます。

これらのうち、議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員であります岡本美代子氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますが、後任の委員に同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員であります伊藤史展氏が、令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、後任の委員に、宮本道成氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これら人事案件につきましては、慣例によりまして、即決をもって議決くださるようお願い申し上げます。

各報告事項につきましては、所管の部課長から御説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

### 3 議 題

---

#### (1) 提出議案について

---

---

① 議案第 26 号及び議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長 説明を求めます。

○総務課長（塚原延欣） おはようございます。

まず、提出議案説明書の 11 頁をお開きください。議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります岡本美代子氏が、令和 2 年 6 月 30 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に、同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

議案書 56 頁をお開きください。議案書を読み上げます。

（議案書 56 頁を朗読）

次に、履歴書を御覧ください。こちらの履歴書につきましては、後で回収させていただきます。それでは、読み上げます。

（履歴書を朗読）

続きまして、提出議案説明書の 12 頁を御覧ください。議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります伊藤史展氏が、令和 2 年 6 月 30 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市本町 5 番 8 号、宮本道成氏をその候補者として推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるも

のであります。

議案書 57 頁をお開きください。読み上げをいたします。

(議案書 57 頁を朗読)

履歴書を御覧ください。

(履歴書を朗読)

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

## (2) 協議事項について

---

---

### ① 会期、議事日程及び議案の取扱いについて

---

○議長 説明を求めます。

○議会運営委員会委員長 (和田安司) 御協議申し上げます。

第 360 回矢板市議会定例会の議会運営について、議長から会期、議事日程及び議案の取扱いについて協議していただきたい旨の諮問がありましたので、去る 2 月 20 日午前 10 時から第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

説明のため、当局から市長、副市長、関係部課長等の出席を求め、提出議案の件数、議長の元に提出された一般質問通告者数及びそれらの取り扱い等について慎重に審査をした結果、本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 21 日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第 2 号から議案第 8 号までの各会計当初

予算の審査につきましては、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託する予定であります。また、議案第1号、議案第9号から議案第25号まで、議案第28号及び議案第29号についての審査は、それぞれの所管常任委員会に付託する予定であります。

次に、総務課長から説明のありました議案第26号及び議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人事案件でありますので、市長の提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願いを申し上げます、報告を終わります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明をさせます。

○議長 続いて、事務局長の説明を求めます。

○事務局長（薄井勉） 御説明いたします。

議事日程表を御覧いただきたいと思います。

定例会3日目となります3月4日は、一般質問終了後、各議案に対し質疑を行い、予算審査特別委員会の設置、特別委員会または常任委員会へ付託となり、散会の予定ですが、本会議の終了後、1回目の予算審査特別委員会の全体会を開催していただきたいと思います。

各常任委員会及び予算審査特別委員会分科会は、5日～11日の間に審査をお願いいたします。

13日は、2回目の予算審査特別委員会全体会を予定しております。

19日は会期の最終日となりますが、小学校の卒業式の日でもありますので、開議は午後1時30分からの予定でございますので、遺漏のないようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

## ② 令和2年度矢板市議会日程(案)について

---

○議長 説明を求めます。

○事務局長 別紙日程表案を御覧ください。

下に凡例がありますので、参照にしながら見ていただきたいと存じます。

この日程表の中で、御留意いただきたいことが1点あります。8月25日を御覧ください。この日は、一般質問聴き取り及び議会運営委員会を予定しております。2つの行事が入っているためこのような表示になっています。

この日程表については、やむを得ず日程変更となる場合がありますことをあらかじめ御了承いただくとともに、今後のスケジュールに御配慮くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

## (3) 予算審査特別委員会について

---

○議長 説明を求めます。

○事務局長 御説明いたします。

3月4日開催の1回目の全体会では、正副委員長の互選を行いまして、そ

の後、執行部の各課長等による予算の概要説明を受けまして、各委員からの総括的な質疑の後、常任委員会を単位とする分科会に審査を付託することになります。

2回目の全体会は、13日午前10時から予定しています。この全体会では、各分科会からの審査報告の後、質疑等を経て、採決をしていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### (4) 報告事項について

---

---

##### ① 自由討議について

---

○議長 議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員会委員長 御報告申し上げます。

本年度、矢板市議会におきましては、自由闊達な意見交換によりまして議論を進めていくために矢板市議会自由討議実施要綱を策定いたしました。

本要綱は、議会基本条例第11条に規定する「議員相互の自由な討議」の実施について規定しており、その目的は、問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間の理解を深め、また、その公開により議会としての説明責任を果たすことにございます。

様々な場面での運用を想定していますが、まずは、委員会におきまして、必要に応じて実施していく方針としてございます。



執行部各位の御協力を賜る場面もあろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

## ② 塩谷広域行政組合議会について

---

○議長 私から報告申し上げます。

去る2月4日午後1時30分から、エコパークしおや研修室において、全員協議会が開催され、全員協議会終了後、第139回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第1号 令和2年度塩谷広域行政組合一般会計予算、議案第2号 令和2年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計予算、議案第3号 令和元年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算(第3号)、議案第4号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第5号 塩谷広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議案第6号 塩谷広域行政組合火災予防条例の一部改正について、議案第7号 塩谷広域行政組合施設整備室設置条例の廃止について、議案第8号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についての計8議案が提出され、それぞれ原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

- ③ 報告第1号 市長の専決処分事項報告について  
専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について
  - ④ 報告第2号 市長の専決処分事項報告について  
専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 

○議長 一括して説明を求めます。都合により着座にて説明させます。

○建設課長（津久井保） 御説明いたします。

この件につきましては、昨年11月の全員協議会において御報告いたしました、台風19号による大雨により市道にできた陥没を起因とした車両破損事故につきまして、相手方と和解いたしましたので、法の定めるところにより報告するものであります。

それでは、報告事項を御用意ください。

専決第9号の専決処分書を御覧ください。専決の日は、令和元年12月25日でございます。事故の日時、事故の発生場所につきましては、令和元年10月13日に矢板市上伊佐野の市道です。損害賠償額は23,210円、和解の条件、相手方につきましては、記載のとおりです。

この損害賠償につきましては、右前輪のタイヤホイールの修理代となっております。市道の過失割合は5割でございます。

続きまして、専決第2号の専決処分書を御覧ください。

専決の日は、令和2年1月30日でございます。事故の日時、事故の発生場所につきましては、令和元年10月20日、矢板市幸岡の市道上です。損害賠償額は203,298円、和解の条件、相手方につきましては、記載のとおりです。

こちらにつきましては、損害賠償の対象となりますのは、左の前方部のタイヤホイール及び後部のガラス等の修理代で、市の過失割合は8割です。

なお、報告いたしました2件の損害賠償金につきましては、いずれも全額保険対応となっております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの報告に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑤ 第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るパブリックコメントの結果について

---

○議長 説明を求めます。

○子ども課長（田城博子） 資料を御覧ください。

まず、この計画の策定に係るパブリックコメントですが、令和2年1月7日～1月24日の18日間、子ども課及び市内各公民館、市ホームページにおいて、計画素案を公表し、広く市民から意見を募集いたしました。結果として、市民1名の方から3件の意見がございました。

意見につきましては、子ども・子育て会議で慎重に検討を行いまして、意見に対する市の考え方を資料のとおり一覧にまとめました。

内容につきましては、計画の進め方、いじめに関する記述、自由記載の意見についてであり、全て計画に位置づけてありますので、計画の変更・修正等はありません。今後は、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることとし、計画を推進してまいります。また、3月中には冊子と概要版を作成しまして、冊子については、関係者や関係機関などへ配布いたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑥ 矢板市自殺対策計画の策定に係るパブリックコメントの結果について

---

○議長 説明を求めます。

○健康増進課長（細川智弘） 資料を御覧ください。

本計画の策定に当たりまして、昨年12月20日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、1名の方から11件の貴重な御意見をいただきました。お寄せいただいた意見につきましては、庁内の検討委員会等において慎重に検討を行い、各種団体の代表による策定委員会の意見等をいただきまして、意見に対する本市の考え方を資料のとおり一覧にまとめました。

御意見の2つ目、計画策定の趣旨についての意見の内容に、若者の死因の1位は自殺であること、また、「自殺せずに生きていれば良いことがある」という設問に対し、そう思うと答えた若者が減っていることで、若者の自殺対策は重要であり、そのことを計画の趣旨に入れては、とのことに対し、市の意見としては、策定の趣旨は若者から高齢者までを含めた全体として誰もが自殺に追い込まれることのない社会づくりとしての計画であります。若者の死因の第1位は自殺であることを踏まえ、このことを課題として追加し、課題の内容変更及び重点施策の最初に、子ども・若者に対する自殺対策の推進を持って来るなど、計画の一部を変更いたしました。その他の御意見に対する計画内容の変更はございません。市の考え方は御覧のとおりです。

なお、今後の予定は年度内に計画書を製本して関係機関に配付いたします。その際は、議員の皆様にも配付いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について

---

○議長 この件に関しては、各関係所管課長より説明を求めます。

初めに、健康増進課長。

○健康増進課長 資料を御覧ください。

2月22日、新型コロナウイルス感染症の患者が栃木県内で確認されたことを受け、第2回矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を2月25日に開催いたしました。

対策本部会議において、矢板市における会議・イベント等開催判断基準を決め、この判断基準や相談窓口、手洗い、咳エチケット、新型コロナウイルスのQ&Aを掲載したチラシを市内全戸に配布するなど決定いたしました。

このチラシは2月26日に各行政区長に配布を依頼したところでございます。また、2月26日にもイベント等の中止等は、フェスタ in 矢板や中学生海外派遣事業帰国報告会など、中止や延期になった会議・イベント等は市ホームページで周知及び関係者に連絡などをしたところでございます。

また、昨日の安倍総理大臣の学校臨時休校を受け、本日8時から第3回対策本部を開催したところです。これも含め、対策本部会議の決定事項及びその対策状況等は、所管の課長から報告いたします。

私からの説明は以上です。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） くらし安全環境課の状況でございますが、防災行政無線にて、感染対策の予防について周知しております。2月26日の夕方から放送を始めまして、1日2回、昼と夕方、12時45分と17時の2回放送を行う予定でございまして、3月16日まで実施してまいります。

以上です。

○商工観光課長（村上治良） 商工観光課内に新型コロナウイルス感染症に関する企業向け特別相談窓口を設置したことにつきまして御報告申し上げます。

今週 2 月 25 日（火）の対策本部を受けまして、企業向けの特別相談窓口を商工観光課内に設置したところであります。具体的な対応といたしましては、窓口にて市内中小企業者の資金繰りや経営対策などの相談をお受けしてまいります。その相談内容によりまして、既に設置されております栃木県の特別相談窓口、融資などは県経営支援課、経営などは県産業振興センターなどと連携を図りながら今後の対応を考えてまいりたいと考えております。

さらに、矢板市といたしましては、特に市内経済状況への影響や中小企業の動向等を把握するため、来週から今後の経済対策を考えていく観点からも市長自らが市内の企業訪問を実施する考えであります。また、その際には昨日安倍総理から要請がありました小中学校などの臨時休校に当たって、子どもを持つ保護者への配慮などを呼びかけている発言がありましたので、市内企業の従業員に対しても休みが取りやすくなるような環境を整えていただくようお願いしてまいります。

商工観光課からは以上です。

○教育総務課長（小瀧新平） 教育総務課から、市立全小中学校の臨時休校について御報告いたします。

昨日の安倍総理大臣の要請を受けまして、本日午前 8 時からの第 3 回矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部での協議の結果、3 月 2 日（月）から市立全小中学校を臨時休校といたします。なお、臨時休校の期間につきましては、対策本部で決定いたしました、矢板市における会議・イベント等開催判断基準に基づき、その判断基準で定められました対応期間と同じく 3 月 16 日までといたします。

その後の臨時休校等については、その時点での状況を確認し、改善の状況により授業の再開の可否を判断していく予定でございます。

また、臨時休校中に予定されております中学校卒業式、こちらは3月7日（土）でございますが、この卒業式につきましては、規模を簡略化し時間を短縮した形で実施する予定でございます。卒業式の内容でございますが、式次第につきましては、開式、校長式辞、卒業証書授与、閉式といたします。式参加者につきましては、卒業生、教職員、保護者、教育委員会から1名出席といたしまして、御来賓の御臨席はいただきず、必要最小限の人数で開催することといたしましたので、御理解いただきたいと存じます。

また、小学校の卒業式は3月19日でございますが、こちらは判断基準で定められた対応期間の終了後でございますが、中学校と同じく規模を簡略化し、時間を短縮した形で実施する予定でございます。

なお、3月2日からの臨時休校の前々日、前日となります2月29日（土）及び3月1日（日）でございますが、この2日間を学校の臨時登校日としまして、午前中、授業を実施しその中で臨時休校に向けた心構え等も指導することと考えております。3月2日からの臨時休校中における児童生徒の学習については、どのような学習をするか児童生徒と教員とで打合せを行いまして進めていく予定でございます。

また、高校受験については、今後、県教育委員会の指示等を受けまして、学校と市教育委員会が協議しながら対応してまいりたいと考えております。

教育総務課からは以上です。

○子ども課長 子ども課からは、泉保育所修了式の開催方法について御説明いたします。

まず、式を縮小・時間短縮しての実施といたします。具体的には、参加者

は就園児とその保護者、そして職員であり、来賓については招待いたしません。来賓メッセージの披露という形に代えさせていただきます。さらに、保護者と職員については、マスク着用での実施という形にさせていただきます。

以上です。

○生涯学習長（山口武） 社会教育施設の使用について御説明いたします。

所管いたします生涯学習館、公民館、農村環境改善センター及び各種体育施設につきましては、感染拡大防止の観点から小中学校の休校と合わせまして、3月2日～16日の期間、使用について制限をすることといたします。

この間の使用受付を休止すること、並びに現在予約が入っているものにつきましては、使用をお断りさせていただきます。併せて、矢板市郷土資料館、矢板武記念館につきましても、休館といたします。

図書館につきましては、感染拡大防止の観点から、手洗い、消毒、咳エチケット等適切な対応を利用者に呼びかけるとともに、熱や咳等、風邪の症状が出ている方については、入館の規制をさせていただく等対応し、通常どおり運営をしてまいりたいと考えております。

○総務課長 総務課におきましては、職員向けの対策でございます。

有事の際に職員が健康でなければ対策・対応等に当たることができないということから、まずは職員の健康管理のために、先ほど来申し上げております3月16日までの間、やむを得ない者を除き、定時退庁とするということにしました。この「やむを得ない者」というのは、毎週月曜日に午後7時まで行っております窓口延長、現在期間中であります所得税の確定申告などの関係業務というものでございます。

また、定時退庁を徹底させるために、午後6時前には事務室の照明を消すライトダウンを実施しました。



さらに、今回の小中学校の休校に際しまして、国の呼びかけにも応じまして、休暇を取得しやすい環境の整備などの配慮といたしまして、小学1年生～6年生の児童を持つ親などに対しまして、職務専念義務の免除を認めることといたしました。

以上です。

○議会事務局長 小中学校の卒業式について御連絡いたします。

本日、卒業式に出席の予定の議員に祝辞を配付することとしておりましたが、ただいま教育総務課長から説明がありましたように、卒業式は簡略化して実施するということですので、議員の出席は控えることになります。しがたいまして、祝辞は配付してございませんので、御了承くださるようお願いいたします。

また、入学式につきましても、卒業式と同様とするとの説明があったところでもありますけれども、状況の変化があった場合は改めて御連絡いたしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長 以上の説明に対し、御質疑等はありませんか。

○和田議員 2回の会議を経た上で、各家庭に資料を配付していただいたと、迅速な対応をいただいておりますけれども、昨日の政府発表によりまして、ステージが別次元になったと認識しております。

これから必要なこと、学校の休校に関しまして、各家庭へのフォロー、各学校へのフォロー、そして担当課へのフォロー、この3つが重要かと思いますが今朝の会議ではこの点についてどのような方針が示されたのでしょうか。

○社会福祉課長（石崎五百子） 学校が休校になるということになりますと、働いている御両親の方の負担がかなり増えるかと思えます。

その中で、今回は小・中・高までが休校の予定でございました。厚生労働

省からは、学童保育については開所するようというところでございますので、その方針によりまして、矢板市としては開所する予定でございます。

通常ですと夕方からの開所になりますが、今回は長期休業期間としての取扱いといたします。そのため、細かな内容は休業の取扱い期間と同様といたしますが、急遽のことでございますので、保護者の皆様の御協力を得ながら、開所時間の短縮、夕方6時くらいまでとさせていただきたいと考えています。

以上でございます。

○和田議員 今現在、学童保育に通われている方につきましては、一応の不安は取り除かれているかと思いますが、課長から説明がありましたように、ふだん預けていない方も、これだけ長期の休みとなると、個々に来る現状があるかと思いますが。ですから、臨時に、今まで通っていない方も、学校に来て預けられる、あるいは、企業・各事業所の協力も必要かと思いますが、そういった各家庭へのフォローを前もって検討していかないと対応しきれないかと思うのが1点。

もう1点、やはり3・11のときもそうですけれども、担当窓口・担当課に全て仕事が集まってしまう。電話も集中してきます。一手に、担当課だけで対処しようとしても限界があるかと思いますが。窓口を市役所で別に設けて、ほかの課が賄うとか、今まで経験していた職員を担当課につける・臨時で配置換えするとか、あるいは退職した経験者の職員を呼びかけるとか、そういった具体的な取り組みが必要かと思いますが、要望として提案させていただきました。

以上です。

○教育総務課長 和田議員からの、学校へのフォローについてでございますが、本日、午後に臨時の校長会を開催する予定でございます。その中で、学校の

校長先生方と市教委とで検討・協議しながらそういったことは対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中村議員 様々な対応を市でも取っていただいている中で、学童保育については和田議員の質疑の中で答えていただきました。

聞き漏らしたのかもしれませんが、保育所は公立では泉保育所だけですが、修了式については規模縮小するということでしたが、保育所に預けて働いている方も当然多くいらっしゃいますので、その辺りのことで、保育所はそのまま開所していく方針なのかどうかを確認したいのと、もう1点、矢板市における会議・イベント等の判断基準については、矢板市が主催する、または共催等、関係する会議・イベントという理解であると、そのほかの市内の企業や団体等についても同じような要請をされているのかどうか、こういったことを周知されているのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○社会福祉課長 泉保育所の開所につきましては、通常どおり開所していく予定でございます。

○生涯学習課長 生涯学習関係の関係団体には、全て市の方針を通知し、周知徹底していただく形をお願いしております。

○中村議員 企業・団体等ということで話をさせていただきましたので、生涯学習課所管の団体にはそういう形で伝わっているということで理解いたしましたが、そのほか、もしございましたらお願いいたします。

○商工観光課長 企業の関係でございますが、そちらは市というよりも、県のほうからも、また関係団体の連合会等、企業側からの団体からも連絡が行っているかと思えます。ただ、市の判断基準を伝えているかという点、各個別企業には伝わっていないので、これから商工会等と連携して市内の企業につ

きましては話を進めていかななくてはならないものと考えております。

以上でございます。

○神谷議員 総務課のほうで、定時退庁の例外で確定申告関係の話がありましたけれども、昨日、確定申告の期限の延長ということが言われていたかと思っておりますので、その辺の周知を徹底していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかにございますか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### ⑧ 矢板市監査基準の策定について

---

○議長 説明を求めます。

○監査委員事務局長（森田昭一） 資料を御覧ください。

このたび、地方自治法の一部改正に伴いまして、地方公共団体の監査制度の充実・強化とその質についての一定の水準を確保するという目的の下に、監査基準の策定が義務づけされたというところでございます。監査基準を策定いたしましたので、報告するものでございます。

この策定に当たりましては、総務省から示された監査基準などを参考にしておりまして、4月からは新たな監査基準に基づいて監査を実施することとなりますけれども、このための矢板市監査事務処理規程と新たな監査基準と比較いたしましても、これまでの矢板市の規程は新たな監査基準の内容を十分に満たしているものでございます。

よって、監査委員の皆さんとも十分な協議を行いました。4月以後の監査のあり方につきましても、従来の方法と全く同様の方法で今後とも実施してい

きたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

#### 4 その他

---

○議長 このほか、議員各位及び市当局からほかに何かありませんか。

(なし)

#### 5 閉会

---

○議長 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。 (10:51)

お疲れさまでした。